

平成 2 3 年 第 5 回 定例会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成23年第5回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成23年 6月 20日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成23年 6月 29日 午前10時00分

閉会日時 平成23年 6月 29日 午後1時30分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 | 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 |
|----------|---------|------------|----------|----------|-----------|------------|----------|
| 1 | 乃 村 吉 春 | ○ | ○ | 6 | 白 馬 康 進 | ○ | ○ |
| 2 | 谷 川 忠 雄 | ○ | ○ | 7 | 藤 原 英 男 | ○ | ○ |
| 3 | 茂呂竹 裕 子 | ○ | ○ | 8 | 山 内 彬 | ○ | ○ |
| 4 | 村 田 政 義 | ○ | ○ | 9 | 篠 原 眞 稚 子 | ○ | ○ |
| 5 | 鳥 本 英 樹 | ○ | ○ | 10 | 鹿 中 順 一 | ○ | ○ |

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|----------|-------|-----|------------|-------|-----|
| 町 長 | 佐藤 多一 | ○ | 監 査 委 員 | 幾世橋良三 | ○ |
| 農業委員会委員長 | | | 選挙管理委員会委員長 | | |
| 教育委員会委員長 | | | | | |

(ロ) 委任または嘱託

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-----------|-------|-----|------------|-------|-----|
| 副 町 長 | 佐藤 正敏 | ○ | 教 育 長 | 阿部 博道 | ○ |
| 総 務 課 長 | 林 伸行 | ○ | 学校教育課長 | 房田 敏彦 | ○ |
| 総 務 課 主 幹 | 川口 昌志 | ○ | 学校給食センター主幹 | 成田 信雄 | ○ |
| 民営化準備室主幹 | 竹俣 信行 | ○ | 社会教育課主幹 | 伊藤 同 | ○ |
| 企画財政課長 | 斉藤 善己 | ○ | 農業委員会事務局長 | 深田 知明 | ○ |
| 企画財政課参事 | 石橋 吉伸 | ○ | 農業委員会事務局次長 | 小野寺祥裕 | ○ |
| 企画財政課主幹 | 横山 智 | ○ | 選 管 局 長 | 林 伸行 | ○ |
| 企画財政課主幹 | 齋藤 昭一 | ○ | 選 管 次 長 | 川口 昌志 | ○ |
| 住民生活課長 | 鈴木 悦郎 | ○ | 監査委員事務局長 | 長良 英俊 | ○ |
| 住民生活課主幹 | 伊藤 泰広 | ○ | | | |
| 保健福祉課長 | 鴫田 憲治 | ○ | | | |
| 保健福祉課主幹 | 山田 英孝 | ○ | | | |
| 保健福祉課主幹 | 石川 篤 | ○ | | | |
| 特 養 園 長 | 徳田 博一 | ○ | | | |
| 特 養 主 幹 | 清野 敏幸 | ○ | | | |
| 産 業 課 長 | 深田 知明 | ○ | | | |
| 産 業 課 主 幹 | 小野寺祥裕 | ○ | | | |
| 建 設 課 長 | 上野 安男 | ○ | | | |
| 建 設 課 主 幹 | 江草 智行 | ○ | | | |
| 会 計 管 理 者 | 酒井 操 | ○ | | | |
| 総務課庶務担当主査 | 松橋 正樹 | ○ | | | |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-----------|-------|-----|-----------|-------|-----|
| 事 務 局 長 | 長良 英俊 | ○ | 事 務 局 主 任 | 中橋 育美 | ○ |
| 事 務 局 主 査 | 小泉 政敏 | ○ | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名 | 顛 末 |
|----|------|----|--------------------------------------|----------------------|
| 1 | | | 会議録署名議員の指名 | 3番 茂呂竹裕子 4番 村田 政義 |
| 2 | | | 諸般の報告 | |
| 3 | 議案 | 38 | 津別町表彰条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 4 | 〃 | 39 | 津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 5 | 〃 | 40 | 平成23年度津別町一般会計補正予算（第3号）について | |
| 6 | 〃 | 41 | 平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について | |
| 7 | 〃 | 42 | 平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について | |
| 8 | 〃 | 43 | 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について | |
| 9 | 〃 | 44 | 平成23年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について | |
| 10 | 〃 | 45 | 平成23年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について | |
| 11 | 〃 | 46 | 平成23年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）について | |
| 12 | 意見書案 | 4 | 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書について | |

| 日程 | | | 件名 | |
|----|------|----|--|--|
| 13 | 意見書案 | 5 | 地方財政の充実・強化を求める意見書について | |
| 14 | 〃 | 6 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について | |
| 15 | 〃 | 7 | 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について | |
| 16 | 〃 | 8 | 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書について | |
| 17 | 報告 | 8 | 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計） | |
| 18 | 〃 | 9 | 株式会社津別町振興公社の経営状況について | |
| 19 | 〃 | 10 | 株式会社相生振興公社の経営状況について | |
| 20 | 〃 | 11 | 例月出納検査の報告について（平成22年度4月分、平成23年度4月分） | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

3 番 茂呂竹 裕 子 さん 4 番 村 田 政 義 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきまして、昨日報告後から本日までの状況については、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第3、議案第38号 津別町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） おはようございます。ただいま上程されました議案第38号 津別町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

最初に、今回の条例改正の趣旨ですが、現行の町表彰条例に規定する表彰審議委員会委員の数は、人口9,500人、議会議員の定数が22人でありました昭和57年に定められて以降、今日までかわっていないこと、また識見を有する現委員8人のうち1人の委員は現在70歳を超えており、今年の8月31日の任期満了後欠員が生じること、さらに各種委員の構成や定数につきましては、行革のアクションプランにおいて改選期を一つの目安として見直しをしていくこととしていることなどを総合的に勘案し、この際、議員数及び選任方法等について見直しをしようとするものであります。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。説明資料の1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。改正前、第8条第2項中の「委員の定数は、次による。」を改正後「委員の数は、次に掲げるところによる。」に改め、「議会議員4人」を改正後は第1号「町議会議員3人以内」に、同じく「識見を有する者8人」を改正後は第2号「識見を有する者7人以内」に改めるものです。また、これまで表彰審議委員会委員の委嘱に際しましては、議会の同意をいただいた後、町長が委嘱をしておりましたが、管内各市町村の実態や関係規定を確認の結果、改正前第8条第3項の規定を改正後「委員は町長が委嘱する。」に改めるものです。

議案の条文にお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成23年9月1日から施行するものです。ただし、第8条第2項の改正規定のうち、第1号の町議会議員につきましては平成25年3月1日から施行するものです。これは委員のうち識見を有するものは今年の9月1日から、また町議会議員は現議員の任期満了後から施行するとする内容であります。

以上、改正内容についてのご説明といたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 38 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 39 号 津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） では、ただいま上程になりました議案第 39 号 津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

昨日、町長が申しあげました提案理由のとおり、一昨年（2017）年の 5 月臨時会において議決公布されました津別町税条例の一部改正条例中、施行時期を定める附則におきまして、当時国会に提案され審議中でありました農地法等の一部を改正する法律の施行時期にあわせていたものがあつたのですが、その法律番号について、本来国会審議中ということ（空欄）として提案、議決をいただく後の既に公布されておりました地方税法の一部を改正する法律の番号を誤って記載したまま提案、議決したということがこのほど判

明いたしました。議決した内容でありますので大変申し訳ありませんが、改めて改正に係る改正をお願いするものであります。

それでは、説明資料の2ページ、新旧対照表をごらんください。平成21年条例第11号として公布されました津別町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。関連部分を抜粋しております。施行期日の規定である附則1条中、津別町条例第54条第6項を改正する規定の執行日を定める第5号について、改正前には農地法等の一部を改正する法律の法律番号、平成21年「法律第9号」としていましたが、改正後につきましては、これを「法律第57号」と改めるということになります。

では、議案のほうの条文のほうにお戻りください。ただいま話しました新旧対照表で説明した内容を、字句の改める部分として条文化させていただいています。

また、附則として公布の日に施行しようとするものであります。

以上、議案の内容説明とさせていただきます。

過去の過誤による改正ということで大変申し訳なく存じますが、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 40 号 平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（横山 智君） それでは、ただいま上程となりました議案第 40 号平成 23 年度一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 7,995 万 3,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 51 億 2,272 万 3,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げましたとおりであります。特に歳出の人件費につきましては、4 月の人事異動に伴う各予算科目間の移動、届出等に伴う各種手当の修正、共済費等料率の改正による精査を行い一般会計で 377 万 6,000 円の減額、特別会計で 406 万円の減額、合計 783 万 6,000 円の減額補正を行うものであります。

それでは、人件費関係を除いて歳出の主なものを説明いたしますので 10 ページから 11 ページをお開き願いたいと思います。総務費、総務管理費、一般管理費、電算化推進経費は、さんさん館とのネットワーク接続、公会計に係る資産台帳の作成支援として北海道自治体情報システム協議会負担金 47 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、地域情報化経費の 12 節役務費は、地域情報通信基盤整備施設、光ファイバーの保険料として 40 万 3,000 円の増額補正、13 節委託料の携帯電話等エリア整備事業設計業務は、東岡、沼沢 2 地区分として 590 万円の増額補正。12 ページから 13 ページをお開きください。15 節工事請負費は、光ファイバー施設の復旧工事費用として 668 万 2,000 円、携帯電話等エリア整備事業は 2 地区分として 1,630 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の広報費、広報活動経費は、広報等編集業務のため緊急雇用創出推進事業を活用し、新規雇用失業者 1 名を直接町が雇用する経費として総額 193 万 1,000 円の増額補

正をお願いするものであります。

次の財産管理費、庁舎等維持管理経費の 15 節工事請負費は、庁舎と林業研修会館をつなぐ渡廊下等の改修工事費用として 759 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の町有建物等維持管理経費の 15 節工事請負費は 14 ページから 15 ページをお開きください。島崎氏から寄贈を受けました施設の内部及び消防設備等の改修費用として 226 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、地域振興費、企画振興費、ふるさと定住促進事業は、当初予算で新築 5 軒、中古住宅 3 軒分の 720 万円を計上していましたが、既に新築 6 軒、中古住宅 1 軒の申請があり、建築確認申請の提出状況等を勘案し 4 軒分 480 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の地域振興等経費は、地域振興業務のため緊急雇用創出推進事業を活用し、新規雇用失業者 1 名を直接町が雇用する経費として総額 193 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の多目的活動センター管理運営経費、19 節負担金補助及び交付金の 16 ページから 17 ページをお開きください。補助金はまちづくりセンター運営協議会が一般コミュニティー助成事業で実施する備品購入に対し 250 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、26 ページから 27 ページをお開きください。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、地域医療維持助成は、過疎対策事業債を活用して丸玉産業株式会社津別病院に対する補助として 2,000 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、32 ページから 33 ページをお開きください。農林業費、農業費、農業振興費、戸別所得補償制度推進事業は、津別町地域農業再生協議会が事業主体で実施する普及推進活動、対象作物の作付面積等の確認事務等に対する補助金として 219 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、34 ページから 35 ページをお開きください。商工費、商工費、商工総務費、中段の太陽光発電システム導入支援事業は、当初予算で 5 件分の計上をしていましたが、今日現在、7 件の申請となっていることから、今後の申請を勘案し 5 件分の 60 万円の

増額補正をお願いするものです。

次に、36 ページから 37 ページをお開きください。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、下段の雪寒建設機械導入事業は、導入予定だった除雪ドーザー、ロータリーが導入見送りとなったことから 3,525 万 9,000 円の減額補正をお願いするものです。また、次の建設機械管理経費は、除雪ドーザー、ロータリーが導入見送りとなったことから既存の機械を使用することとなるため、11 節需用費、38 ページから 39 ページをお開きください。消耗品はタイヤを含む部品類、油脂類として 159 万円、修繕料は車検費用及び一般修理として 115 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、40 ページから 41 ページをお開きください。住宅費、住宅管理費、町営住宅整備事業は、取り壊し予定の旭町、西町団地からの移転者に対する移転補償として 72 万円の増額補正をお願いするものです。

次の消防費、消防費、災害対策費、防災対策経費は、東北地方太平洋沖地震により被災地へ寄附した防災用消耗品の補充等及び山林火災に備えた備品の購入として総額 96 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、44 ページから 45 ページをお開きください。教育費、小学校費、教育振興費、就学援助費 8 万 5,000 円。同じく中学校費、教育振興費、就学援助費 35 万 4,000 円は、要綱の一部改正に伴い増額補正をお願いするものであります。

次に、46 ページから 47 ページをお開きください。保健体育費、体育施設費、多目的運動公園整備事業は、サッカー、ラグビー場の芝の張り替えに要する費用として 4,129 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは歳入にお戻りください。4 ページ、5 ページをお開き願います。使用料及び手数料、使用料、土木使用料、住宅使用料、町営住宅使用料は、まちなか団地入居者分を主なものとして 303 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費国庫補助金、携帯電話等エリア整備事業は、歳出で説明しました東岡、沼沢の 2 地区分として 1,480 万円の増額補正。次の衛生費国庫補助金、衛生費国庫補助金、女性特有のがん検診推進事業は、事業内容の変更により 31 万 2,000 円の減額補正、がん検診推進事業は特定年齢を対象とした子宮、乳、大腸がん検診料の助成により 49 万 7,000 円の増額補正をお願いする

ものであります。

土木費国庫補助金、道路橋梁費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、雪寒建設機械導入事業が導入見送りとなったことから 1,983 万 2,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次の道支出金、道補助金、労働費道補助金、緊急雇用創出推進事業は、緊急雇用対策 2 事業分として 384 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。

農林業費道補助金、農業費道補助金、戸別所得補償制度推進事業は、歳出で説明しました津別町地域農業再生協議会が事業主体で実施する事業に対して 219 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の寄附金、寄附金、教育費寄附金は、津別ライオンズクラブ様から津別小学校理科特別事業として 10 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、基金繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、一般財源分として 775 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の繰越金、繰越金、前年度繰越金は、今般補正の一般財源不足分として 2,697 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、諸収入、雑入、6 ページから 7 ページをお開き願います。地域振興事業助成金、一般コミュニティー助成事業は、歳出で説明しましたまちづくりセンター運営協議会が事業主体で実施する備品購入に対し 250 万円の増額補正、スポーツ振興くじ助成金は、多目的運動公園のサッカー、ラグビー場の芝の改設工事に対し 2,400 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の町債、町債、総務債、携帯電話等エリア整備事業は、工事及び設計委託業務の一般財源分について過疎対策事業債を適用するため 570 万円の増額補正。

衛生債、地域医療維持助成事業は、過疎対策事業のソフト事業を適用するため 2,000 万円の増額補正。次の土木債、道路橋梁債、雪寒建設機械導入事業は、導入が見送りとなったことから 1,130 万円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、第 1 表にお戻りください。第 1 表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

次に、第2条、第2表の地方債補正であります。1の追加は、携帯電話等エリア整備事業として限度額570万円を追加し、総限度額を5億5,470万円の補正をお願いするものです。

次の2の変更は、地域医療維持助成事業の限度額を2,000万円増額、雪寒建設機械導入事業の限度額を1,130万円減額し、補正後の総限度額を5億6,340万円とする補正をお願いするものであります。

以上、説明いたしましたのでご承認についてよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 41ページ、歳出の中の防災対策経費について若干お尋ねしたいと思います。

東日本大震災の際に、毛布だとかブルーシートだとか消毒液等を寄附したというか、支援したというふうなことは聞いておりましたけれども、今うちの町でどのようなものを用意しようとしているのか。ただ東日本のときに応援のために出したものを、そのまままたそっくり買うのか。そういうような内容、リストというのがあればうれしいのですけれども、どんな資材をどれだけ買うのかをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいまのご質問にお答えいたします。今議員のほうでおっしゃったとおり、基本的には東日本大震災に支援物資として出しました備蓄品の補充が中心でありますけれども、内容といたしましては、毛布100枚、それから懐中電灯50個、それから非常用の飲み水用の袋、これは手提げ式で持ち運びできるそういったものですが、これは1,000袋、それから備品といたしましては、今回山火事の模擬訓練というか消防の協力を得て、そういう体制がとれるか、初動体制をどうとれるかということで産業課、総務課、消防のほうで共同の訓練をやったわけですが、その際に、従来山火事の際はスコップとくわ、かまとかと話をしていたのですけれども、今そういったことよりも背負式の消化水のう、道具の名前はファイヤーハンター

というのですけども、水をしょって行って、そして消火すると。残火をそこで消すということのほうがもっと効率的ではないかというような議論がありまして、それを今5台備えてはあったのですけども、それでは足りないということで10台今回補充したという内容であります。今現在、町の庁舎の中、それから小学校体育館、それから防災倉庫、林業研修会館、除雪センター、豊永倉庫、そういったところに備品を備蓄していますけども、主なところではきのう申し上げたとおり防災倉庫にまとめているという状況であります。内容といたしましては、毛布、剣先スコップ、なた、のこ、ブルーシート、小型の土のう袋、大型の土のう袋、懐中電灯、それからスコップも角、剣先各種ですけどもそういったもの、それから給水シート、非常用の飲料水袋、発電機、ガソリンの携行缶、ヘルメットはもちろんですけども、あとタオルですとかバリケード、オイルフェンス、簡易ライター、水中ポンプ、排水ホース、給水タンクこれは1.5トン、車に積んで行って断水したときに使うようなそういった内容になっておりますけど、今そういった内容のものを備蓄しておりますけども、これらをこういったところで保管するのがいいのか、あるいは昨日お話あったように避難所というところに必要なものを配備するのがいいのか、それらの内容について、また備える内容等についても検討させていただいて、必要なものがあれば補充をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 2、3点伺いたいと思います。まず13ページの庁舎維持管理経費、これは委託料、自動ドアと、その下に施設管理、当初ゼロだというふうにちょっと私は調べたのですけども、こういう定型的なものは当初から計上になるべきものかなというふうに思うのですけども、新たな状況が出てきたとか、なぜ補正に至ったのかちょっと伺いたい。

あと類似的なものとしては、25ページの保育所運営経費、これの需用費関係、備品購入も当初にあるものもありますけども、6月早々に補正というふうなことに至った訳をお聞かせいただきたい。

あとちょっと、そのほかそういうふうな感じのやつが当初に計上すべきでないかな

と、私の見方ですけども、いろんな要件もあると思いますけども、あとの部分については言いませんけども、その辺ちょっと代表的なところでお聞きをしたいと。

それともう1点は、15ページの多目的活動センターの関連ですけども、これも放送受信料だとか防火管理者の連絡協議会、これ金額はわずかですけども施設等を設ければ、こういうものを当初から想定できるのではないかなというふうな感じがあることが一つ。

それと色の問題は山内議員がいろいろ言いましたけれども、それぞれの見解の違いもあるかなというふうなことですけども、私も聞いている範囲でも町民のどちらかという色についてはあまり芳しくないというふうに私も聞いてはいるのです。まあ、そのことについては割愛をします。ですけども、これも町民の声ですけども、中が総ガラス張りで見えるのはいいのですけども、あまりにも中が丸見え過ぎてちょっと行くのに抵抗があるというふうな方の話を聞いています。それで今回の外構工事で若干の目隠し的なものが入るのかどうか。植栽関係ですけども、その辺の関連についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、これは町が目玉施策でございますので、センターの利用状況、森の健康館は委員会が違っても配ってもらっているのですけども、やはり町民注視の施設ですので委員会が違っても説明まではよろしいかと思えますけれども、資料ぐらいは配付をいただくのが望ましいのではないかなというふうに概念的に思いますので、その辺を含めてお話をいただきたいと。

それと17ページのまちづくりセンターの運営協議会、これ今回の説明はこれは備品というふうなことで聞いたのですけども、昨年度も初度整備で結構な600万弱、580万円でしたかやったかと思うのですけども、主にどんなふうなものが補充しなければならなかったのか、当初になぜ計上しなかったのかというふうなことについてちょっと確認を含めて、ちょっとお話をいただきたいとします。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 今議員からご質問のございました13ページ、庁舎維持管理等経費、まず委託料の関係でございます。庁舎管理業務の中の自動ドア保守点検の関係の25万2,000円、これにつきましては、大変ちょっと申し訳ないのですけども、

本来、当初自動ドアは、今回予算を上げさせていただいたのは庁舎、議事堂それと第2庁舎分、こちらの3か所の自動ドアの点検業務なのですが、ほかの施設は当初から計上させていただいていたのですけども、この庁舎等維持管理経費の中のこの3施設分の自動ドアの計上が隔年で計上しておりまして、実は昨年度はやっていないのですけども、本年度当初に計上するのを正直忘れまして、今回の予算補正ということをお願いをする形になりまして申し訳ございません。

それと15節の工事請負費の関係でございます。庁舎廊下の林研と庁舎の間の渡廊下部分の改修工事ということでございます。

(何事か言う声あり)

○総務課主幹(川口昌志君) そうですか、わかりました。

○議長(鹿中順一君) 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(山田英孝君) 25ページの保育所運営経費で総額で46万2,000円の補正をお願いするものですが、この内容につきましては、現在保育所の入所児童がお昼寝をする際に、現在は毛布を利用してお昼寝をしておりますが、予算の段階では計上しておりませんでした。新年度に入りまして保護者から強い要望もありまして、今回、この補正の内容については布団を購入をして、保育環境の改善を図っていかうということで新年度に入って保護者からの要望もあったということで、今回補正をお願いするものです。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(齋藤昭一君) 谷川議員のほうから多目的活動センター管理運営経費の関係で幾つかご質問がありました。順序立ててご説明させていただきたいと思っております。

まずはじめに、ご指摘のございました放送受信料並びに防火管理者連絡協議会の負担金の関係につきましては、ご指摘のとおり当初予算から計上していくべきものでありまして、その事務を怠っていたものから発生したものであることについて率直にお詫び申し上げ、今後このようなことがないような形での施設の管理運営に努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、二つ目にございました通りからの見通しがあまりにもよすぎて利用しづらいというご指摘でございました。ご意見の中にもございましたように、ただいま進めております外構工事の中で、駐車場の舗装工事のほかに緑地帯を一部設けまして、木立を幾つか設けるようなことも考えております。黒壁に対するご指摘も若干触れられておりましたけども、緑の葉っぱとそして木立によってさらに外観から見てもくつろげるような、そういう緩やかな施設のイメージになっていくものかなというふうに期待を持っているところであります。そのほか、ターミナル、国道に面する部分は砂利の面ではなくて、若干芝生のような形で緩やかな雰囲気を出すと。あるいは、カフェコーナーのところにつきましても少し足元が目隠しが効くような、そのような植栽の計画も立てていることについてご報告しておきたいと思っております。

次に、センターの利用状況についてであります。所管委員会でないところに対しても利用状況について報告すべきではないかということでありました。他の類似する施設とのバランスもありますし、非常に注目されているいろいろ議論してきた経過のある施設でありますので、ご指摘のように今後定期的な委員会の中で資料の配付をいたしながら利用促進に向けて、またご意見をいただく機会も設けてまいりたいというふうに考えているところであります。この機会を利用してというわけではありませんが4月と5月、そして今日までの利用者の合計のみになりますけどもお伝えさせていただきたいと思っております。4月については使用者、そして利用者含めて1,145名という人数になっております。この4月というのはオープニングセレモニーがありましたので、関係者含めて百二十数名の方々が来町されたり、新しくオープンしたばかりの施設ということで町内外からいろいろな方々が視察に来た経過もありましたので、5月には落ちるのかなと思いましたが、5月につきましては1,139名ということで、やや大体横倍というような形で推移しております。また、6月は22日現在までの数字ですけども、904名ということで、その後もう既に100名以上の方が来町されている数字をつかんでおりますので、4月、5月、6月ほぼ横並びの形で推移しております。この建物の利用人員の目標が1万1,725名、365日で割りますと三十数名になりますが、その数字はかろうじてクリアされているということでありまして、今後多くの団体の皆さんにご協力をいただきながら小イベント、大イベント含めて企画しながら、さらに利用の

促進に努めてまいりたいと、そのように考えております。

そしてもう一つ、17 ページにございますまちづくりセンター運営協議会の備品購入に係る補助金の関係であります。これは先ほど歳入の説明にもございましたように、コミュニティー助成事業ということで、宝くじの助成金を活用した助成事業にのっとる形で運営協議会のほうから1月段階で町に対して申請を受けていたものであります。町といたしましても、その旨を北海道のほうに進達したところでありますが、この大震災の関係含めまして3月末までに決定通知が来るべきものが、5月30日までずれ込んだと、いずれにしても当初予算には間に合わないものだったわけではありますが、6月定例会に間に合う段階での決定通知がきたものですから、この時期での補正になるという背景はそこがございます。それで購入する物品の内容なのですが、確かに昨年の12月に数々の物品を購入するために補正をいただいたところではありますが、今回購入を予定しております内容につきましては、イベント用で活用するテント、いす、テーブルが主なものでございます。いずれも軽量のテント、軽量のいす、軽量のテーブルということで、補助の上限が250万でありますので、テントについては16張り、いす、テーブル40脚ずつということで、宝くじのマークも入れなきゃならないということで、そのような数の規制があるわけではありますが、これから建設されます駐車場の片隅にある物置に保管しながら、まちづくりセンター運営協議会はもちろんでありますけれども、そこに派遣されている団体、あるいは今回七夕まつりということで二十数団体の団体の皆さんで実行委員会をつくりましたけれども、そういったところの事業の促進に向けても貸し出すような方向での備品の調達を図って、町の活性化に向けていきたいという考えでありますので、以上、説明とかえさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） それぞれの答えについては明瞭でわかりました。それで1点だけ注文しておきたいというふうに思うのですが、多目的センターのことですけれども、町は町でいろんな町民の声を聞いていると思いますし、我々は我々でいろいろな声を聞いているのですが、やはり多くの利用をしていただくために、やはり町の声には率直にやはり耳を傾けて、利用を高めるという視点に立ってもらいたい。我々も決して足引っ張りで話をしているわけではないのです。むしろどうでもいいの

であったら何も言わないで黙ってお手並み拝見していればいいのですが、我々も何とかする形が一番望ましいというふうな観点で質問やなんか話もしているわけですので、町でどうしても考え方でやってきたものですから、できないものもそれはあると思いますけども、なるべくなら率直に耳を傾けて、可能なものはやはり高度利用を高めるために、町民にアレルギーを与えないような対応をぜひともお願いしたいなことだけ、1点申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 利用促進の関係ですけれども、まず、やっぱり町民の方に今さんさん館がどういうことをしているのかということの情報発信をしなければならないということで、7月の広報にさんさん館ニュースを、要するにこれから毎月定例的に出そうということで、もう今印刷にかけて広報の中に折り込みたいというふうに考えております。そういう中で今谷川議員がおっしゃったことも含めて職員一丸となって努力したいと思っておりますし、団体の皆さんにも協力をしていただきたいというふうにも思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 何点かお聞きをしたいと思っております。11ページの委託料の中で携帯電話等のエリアの整備事業でございますが、今回、東岡、沼沢というふうに説明があったわけでございますが、津別町内で不感地帯がほかにまだ集落としてあるのかどうか、町全体としてどこがまだ不感地帯で今後どうなるのかお聞きをしたいと思っております。

それから、13ページと15ページで、賃金でございますけども、緊急雇用創出の臨時雇用の賃金を組んでおりますが、広報と地域振興になっておりますが、どのような仕事をするのかお聞きをしたいと思っております。それがどのようにつなげていくのか、あわせてできればお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、15ページの多目的活動センター、今話しも出ましたが、カフェコーナーが試行的に土、日、月という形でやられているようでございますが、7月まで続けるのだと、そういうふうには聞いているところです。問題は、この試行的にやっている方

たちはどのような方が参加してやっているのかお聞きをしたいと。

それと、あいている日はどのようになるのか、ただ自由にお客さんが入って休む形だけでそこを運営するのかなど、お聞きをしたいと思います。

それから、33 ページの戸別所得補償の関係ですけれども、補助金で組んでおりますけれども、この補助金の事業の中身について、できれば具体的にお知らせをしていただきたいなというふうに思います。

それから 37 ページの雪寒機械、今回は見送りということで既存の機械を利用することで管理経費を組んでおりますけれども、見送って何年先に買うのかちょっとわかりませんが、この 291 万ほどをかけて整備をするのですが、これは1年限りのものか、何年使うのかそれあたりについてお聞きをしたいと思います。

以上、よろしくお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 携帯電話の関係、エリア整備の関係で 11 ページでしたか、お尋ねがありました。現在、今回の事業で東岡、沼沢地区ということで事業を予定してございます。この地区につきましても現在世帯数と人口、そこにいらっしゃる人口がかなり少ないという部分で、この事業ぎりぎりの線で今進めさせてもらっているのですが、どこかほかの地区でどうなっているのだという部分のご質問だったかと思っております。現在、携帯電話会社というのはドコモに限らず au であったりソフトバンクであったり、いろいろあるのですけれども、それぞれ町内いろんな沢状の地形で、現在、数戸がエリア外ということでまだ整備されていないところが何箇所かございますけれども、今回の整備事業では国の補助事業が絡んでいるということで、一定程度の世帯数なり人口がクリアしないとだめという部分がございます。ほかにも要望として上げたいところなのですけれども、なかなか通信事業者自らやる部分ではなかなか採算性がとれないということで、津別も先ほど言いましたように数件の集落があって、例えば最上であったりとか、上里の一部であったりだとか、高台であったりだとか、通信事業者にとっては全然来ないところも当然ございますけれども、今回ドコモさんのほうでそういった事業に乗っていただけるということで、町もそれにタイアップしたような形になりますけれども、そんな形で進めようとしている事業でござ

ざいます。なかなか通信事業者、くまなく今言われているように人口カバー率九十何パーセントということで、そういうふうに報道されていますけれども、なかなかこういう沢状の地形の町村にあっては、なかなか末端までの世帯、なかなかカバーしきれないというのが現状でございます。具体的には、どこの地区でどうのってというのは通信事業者がいろいろございまして、そのデータとして正確な数字としてはうちのほうでは押さえてございませぬけれども、今回ドコモさんでは沼沢と東岡のみということでの事業ということで手を挙げていただきまして、うちが乗るといふ形の事業になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ただいまご質問のございました13ページの広報活動経費の緊急雇用創出推進事業1名、それから15ページの地域振興等経費、同じく緊急雇用創出推進事業の1名の中身でございます。

最初に広報活動経費の部分でございますが、今回追加として緊急雇用の配分がございましたので、この2件ということで出させていただきました。まず1件目の広報につきましても、行革のアクションプランの中でございまして、いわゆる広報の民間委託等の推進ということで具体的に広報の取材、編集等につきましても具体的に1名を雇用してそういった民間委託への方向性といったものを実証としてやっていきたいということでの内容でございます。将来的にはそういったものを想定して1人雇用いたしまして、具体的な取材、編集等について実務について、どの程度可能かというあたりを今回行いたいというための賃金でございます。

あと地域振興等の経費につきましても、これにつきましても地域振興にかかわる全般でございますが、特に、移住ですとか定住ですとか交流事業につきましても、これらの事務を進めているわけですが、これらの充実を図っていきたいということから1名の雇用を行いたいというものであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） 多目的活動センターのカフェコーナーの関係で、

2点にわたってのご質問だったと思います。カフェコーナーはどのような方かやっているのかというようなことにつきましては、まちづくりセンター運営協議会があそこの施設の形態からいっても主体になって運営すべきでないかという一定の方向性を4月の末に持ったところであります。というのも二つ目にご質問のありました、やっていない間はどのような利用を考えているのかというところとも関連するわけでありますが、基本的にあのスペースにつきましてはバスの待合所、あるいは友達同士の交流する場、そして飲み物やお弁当を気軽に持ってきて自由に交流を図ってほしいというような呼びかけをしてきている経過もありまして、時には役場の林研の会議室をとるまでもない3、4人の打ち合わせが行われたり、おじいちゃんとおばあちゃんとお孫さんがお弁当を持って来て、そこで食事をされるというようなことでもご利用をされております。あるいは、ランプの宿にお泊まりした方が、地元の食堂からお弁当をとって十数名でそこでご飯を食べながら、次の目的地に行くためにくつろぎの場としてもご利用をされております。そういったものの形を崩さないためにも、プロパーによる営業でない方向性を一定程度固めたところであり、それを受けてまちづくりセンター運営協議会の中に規約に基づき必要な部会を設置するというので、カフェ部会をつくったわけであります。その主体になっているのが富田副会長であり、佐野副会長であり、増田委員であります。この3名でのカフェの運営がとても大変ということで協力者をその3名の中で募りながら、現在では土、日、月だけの運営であります。前段に触れました施設の利用形態を崩さないためにもそういったプロパーでない形で、しかしながらもう一方ではコーヒーが飲める、あるいはカレーライスぐらい食べる施設にならないのかというさまざまなご要望等を受けながら、ご指摘がありましたように試行的なような形ではありますけれども、現在さまざまな検討調査を進めながら運営しているということについてご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 今ご質問のありました33ページ、戸別所得補償推進事業の内容でありますけれども、平成23年度から新たに実施されることとなりました本制度でありますけれども、津別町において対象となる主な作物につきましては、小麦、

てん菜、澁原用馬鈴しょ、大豆が主なものになります。そのほかにそばですとかありますが、これらの事業の推進活動費という形で国のほうから推進事業費として 219 万 6,000 円の補助金をいただくことになっております。これは町のほうに一度入りますけれども、先ほど財政のほうからも説明がありました津別地区農業再生協議会というのを設立をしております。この協議会を設立するということが戸別所得を実施するにあたっては必須になっております。この協議会の構成としましては町、農協、農業委員会、それから生産者団体として担い手、それから法人、組織の代表者をそれぞれ入っていただいて協議会を設立をしております。

主な事業内容につきましては、戸別所得補償の申請にあたりましては、個々申請という形になります。今までは農作物の販売等々につきましては、単価が確定しておりましたので、特段のこういうわずらわしい手続きというのは過去はなかったわけですが、今回、戸別所得補償制度というふうに変わりまして先ほど申し上げました作物、品目がそれぞれ戸別でどれだけ、どの補助にどれだけ作付けをしているかという申請書、それから営農計画書というのを戸別につくって、ここでいいますと北見の第7課の農政事務所のほうに申請をします。これが明日期限であります。6月30日が期限でありますけれども、それまでに申請をしなければならない。この事務が結構、生産者個々では非常にボリュームがあるということで、この協議会を設置して、それらの受付事務、確認、これ以降も作付けが現になされているかどうか、収穫がきちっとされているかどうかという現地確認もすることとなっております、それらの事務経費と申しましようか、運営経費という形で国のほうから先ほどの金額が補助金として入るという形になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 37 ページの雪寒機械の導入関係についてお答えしたいというふうに思います。雪寒機械の導入につきましては、3.11 の東日本大震災の影響を受けまして社会資本整備総合交付金が削減されまして、この分について今回ショベルローダーとロータリー除雪装置を見送ったわけでございますけれども、今回追加する経費につきましては、ショベルローダーの車検、さらにタイヤに関する購入分ござい

ます。来年の事業につきましても引き続き要望してまいりたいというふうに思いますけれども、仮に来年認められますと、車検のほうも1年残るという形になります。さらにタイヤも1年しか利用されていないということで、若干その分についての経費が無駄になるのではなかなという考えもありましたけれども、タイヤにつきましては、もう1台の車両がございますので、仮に来年更新となれば、そちらのほうにタイヤを残そうと、問題は、車検のほうも1年残りますので車検につきましては残った分が今回もそうでありまして、車両の購入については交換という形になっております。従来、下取りの中でその車検が1年残っていることによって高くとってもらえるのかどうか、それは入札になりますので、そこら辺の評価が出てくるだろうと。ただ、1年使うのが伸びますので、その伸びる分と耐用年数が経過して残存が残っている分と車検が1年残るということで、どういう交換の評価になるかはわかりませんが、そこら辺でいきますと決して無駄になるという感覚は持っておりません。ただ、いずれにしても1年見送られたので、来年が必ずつくかどうかというのは振興局のほうもこういう状況であるので、今ショベルローダーも12年使っておりますけれども、来年も引き続き使わなければならないような状況もあり得るということも想定しながら、車検なり整備もそれにあわせて経費を見ておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 携帯電話の件について、詳しくまだ調べてないということでございますが、民間企業は当然収支のことを考えて、この件についてはやられると思いますけれども、望みたいのは安全・安心ではありませんけれども、どこに住んでも携帯が使えるという形がこれから望まれるまちづくりというのですか、そういうふうになるのではないかと思います。これは緊急事態含めて、そういうことの対応が考えられるのではないかなというふうに思います。

それから、13ページと15ページの臨時雇用の関係ですけれども、広報の関係、お答えでは民間委託の方向へ向けるための仕事をするのだというふうにお聞きをしたのですが、今回の臨時雇用の人については、そういうある程度知識を持ったプロ的な人を雇

うのか、全く素人の人を雇うのかわかりませんが、この二つについて公募でやるのかどうかわかりませんが、どういう形で雇用するのか再度お聞きをしたいと、そういうふうに思います。

15 ページのカフェコーナーについては説明があったのですが、カフェ部会をつくってやられると。これは、あそこでそういう食事だとか喫茶を楽しんでもらうのはよろしいのですが、考え方でちょっとお聞きしたいのですが、地域の活性化につながるそういうものを開発だとか、そういうものを考えながらやっていくのか、ちょっとお聞きをしたいと、そういうふうに思います。

それから、33 ページの戸別補償関係でございますが、これ来年以降どういう形になるのか、わかればお聞きをしたいというふうに思います。国が示しているそのとおりいくのか、それあたりの見直しがあるのかどうかわかりませんが、それについてあればお聞きをしたいと、そういうふうに思います。

機械のことについては了解いたしました。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 携帯電話に関してのお尋ねでございますけれども、確かにくまなく携帯電話が町内で使えればベストなのですけれども、先ほど申し上げたとおり通信事業者、採算性のこともありましてなかなかそういうふうには至らないという部分がございます。町が設置するということになれば、また通信事業者としての届け出なり、その維持管理のことも出てきます。なかなか思うようにならない部分の実態でございます。これまで特にNTTドコモさんに関しては、町からのかなりの強い要望に対しまして、例えば恩根地区の安愚楽共済牧場あたりで、そういう就労人口がたくさんいるようなところで要望いたしまして早期に設置していただいたとかという部分もございまして、順次ドコモさんに対しても、ほかの携帯電話なかなか参入は難しいのですけれども、例えば木樋だとか二又地区も現在地域からの要望がございまして、町からもドコモさんに対して要請をしている状況でございます。なかなか安心・安全のことを考えれば1軒、1軒というのがベストなのですが、今回の東岡、沼沢地区のこの事業に関しましても、なかなか東岡、沼沢地区すべてを取り込めるだけのものではないということなのです。あくまでも簡易鉄塔ということで15メーター

級の鉄塔でありまして、なかなか例えば東岡に関して言えば、あそこのすべての戸数をカバーできるものではなくて、これは補助事業上の制約もありまして、そこを取り込める中で極力世帯なり人口がカバーできる位置を設定するしかないというものがございまして、ではそこに取り込めないところを何箇所も通信事業者のドコモさんで設置していただけるのかといったら、なかなかそうにもならないというのがございます。

実はきのうですけども、ドコモさんのほうで札幌のほうから電波受信のための測定車両が来まして、東岡、沼沢地区を実測に入っております。一番いいポイントがどこなのかということで、その検査結果はまだなんですけども、そういう作業が順次進んでおりまして、より多くの世帯を取り込めるような努力もこれから通信事業者並びに町としてもなかなか難しい部分はありますけれども、できるだけそういう不感地帯の解消に努めたいということで、通信事業者のほうに対してさらに要望を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） まず広報の関係でございますけれども、これにつきましては、私どもが今想定をしているのは、民間委託といったらアレルギー的な感じを持たれると思っておりますけれども、今津別町振興公社のあり方について今議論をしております。今現在振興公社の内容につきましては施設管理が一つの主な内容になっております。そういう状況の中で、この広報の民間委託という問題については、それとは別に終始検討をしてきたのですけれども、実際問題として民間委託したとしても地域にはそういうプロパーがないという状況の中で、これはもしか民間委託をするにしても美幌ないし北見、あるいは旭川方面というような形になってしまうという状況の中から、何とかそういったものを検討できないだろうかということでずっと検討してきたことは事実であります。そういう中で前段お話をしました振興公社のあり方も含めて、今回緊急雇用創出推進事業を使って来年の3月いっぱいまでですけども、そういう適当な方について見極めながら、私どもとしては12月の所管の委員会で、この広報の民間委託化の方向性、方針について明らかにしていきたいというふうに思っております。問題は、ここで採用された方が適当か適当でないかという問題はありま

すけれども、そしてこの採用される方、今予定をしているのですけれども、非常にプロ的な存在でありまして、民間のいろんな雑誌社に勤務されていた方でありますので、そういう方を公募によらない形の中で採用をして、そしてこの何か月間やっていただく。そのことによって今後、当然、編集の今までは前例踏襲で編集をしてきておりますけれども、そういった町民が読みやすい、わかりやすい、親しみやすいという、そういった広報の編集といったものが、そういったものを見極めながら進めていきたいという考え方に今立っております。

それから、多目的活動センターの関係については、経過等、あるいは今の取り組みの状況については主幹のほうからお話ししたとおりでございますけれども、例えばいろんな冬にかかって空き日数、議員もおっしゃいましたように、例えば今は土、日、月、そういったものをやられておりますけれども、いかに地域の団体とコラボレーションができないかどうかといったことを検討しています。例えば、なぜ秋から冬になっていくかということ、中心の方はやっぱり農業を営んでいる方で、今なかなかオープンカフェにかかわれるという部分の中では非常に難しい状況がありまして、そういった今議員がおっしゃったように、例えば新たな新商品、あるいはそういった地域開発的なことも含めて、そういう視野を持ってオープンカフェの事業を進めていきたいというふうに考えております。ともすればオープンカフェをばっと浮き彫りにされますけれども、基本的にあそこの施設については、議員がおっしゃったような、そういう地域開発ですとか、新たなものをつくり上げていく一つの施設の究極的な目標というものもありますので、そういう視点に基づきまして、これからも活動を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 先ほど質問ありました戸別所得補償制度の来年度以降の見通しということであります。制度が続くのかどうかということだというふうに思うのですけれども、結論から申し上げますと、ちょっと私の段階で続くかどうかということについてはあれなのですが、平成19年以前、18年までは旧来作物ごとにそれぞれの対策が打たれていました。調整金であったり交付金であったりということ。それから、19年から戸別に、品目ごとに所得を補償するという制度に変わってきています。

この制度が22年度、昨年まで続いています。途中、一部制度の名前は変わりましたが、本年から農業者戸別所得補償制度。これ申し上げますと、ときの政府の考え方といいますか、施策の一つだろうというふうに思います。24年度にもし変わるとすれば、今から議論というか生産者に対して議論というか説明をしないと、今年の8月に小麦を取り上げますので、その後に植える作付け関係もあります。輪作関係もありますので、最終的にはもう1年前から議論をしていないと24年度の制度の変更ということは基本的にあり得ないだろうというふうに考えています。国が進めることなので何とも言えませんが、今回の戸別所得補償制度につきましても22年度からそれぞれ説明を受けて、いろんな矛盾点等も徐々に直ってはきておりますので、24年度についてはこの制度のままいくのではないかと。中身については若干矛盾があります。これは以前から、前の制度もそうですけども制度の基準そのものが一本です。北海道と沖縄一緒です。基本的にはそういうことは担当としてはあり得ないのですけれども、制度の内容としてはそういう内容になっていますので、この制度が続くことになれば、そういう矛盾と言いますか、そういうところは意見としては上のほうにつなげていきたいと思っておりますけれども、どういう改善になるかはわかりませんが、そういう状況であるということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時30分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

ほかにございませんか。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） 2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。はじめに、15ページのふるさと定住促進事業の関係ですけれども、当初予算720万円、3月でとっているわけですが、その中で新築5戸の中古3戸ということで予算化をされていま

す。それで今4戸分ということで480万円が補正をされるわけですがけれども、現在、申請が新築が6戸の中古が1戸ということですがけれども、新築に関してですが、現在6戸申請されているので建築をする会社等についてはわかっているのかなというふうに思います。それと、その中で町内業者は6戸のうち何戸なのか、わかれば教えてくださいというふうに思いますし、残りの分につきましてもまだ多分予定も今年は10戸ぐらい建つのかなというふうに聞いていますので、いいことではあるというふうに思います。その中でちょっと町内業者の関係だけ伺いたいというふうに思います。

それと35ページの太陽光発電システム導入支援事業ですがけれども、当初5軒分の60万、今回6軒分補正をされるわけですが、昨年からの事業をやられているかと思えますし、そんな中で昨年実施をしてきた中で、何というのか固定資産の償却資産として計上されている人とされていない方がいるかというふうに思いますけれども、償却資産として計上している、していないがもしわかれば教えてくださいのと、申請時点でその辺の指導というのは産業課なのか住民生活課なのかちょっとわかりませんが、しているのかどうかちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ご質問のございました15ページ、ふるさと定住促進事業でございます。先ほど申し上げましたように既に新築6軒、中古1軒ということで現在申請を受けているところがございます。藤原議員ご指摘のように今状況を見ますと、おおむね建築の確認等に相談に来た、あるいは申請をしたという部分を含めましますと、おおむね10戸ぐらいになるのではないかと想定を实はしてございます。今回申請のありました6軒分につきましての内訳でございますが、町内の建築業者に依頼をしたという部分の加算の件数でございますが、6戸中4軒が今回町内の業者というふうに提出をされておりますので、中身的にはそういう状況かと思えます。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） 35ページの太陽光発電の関係で償却資産はどうなっているかという話なのですが、こちらのほうで出している補助金につきましては基本的に住宅用ということですので、償却資産としての申告はないものと考えています。

実際にこちらの家庭用のものは事業用とは違いますので償却資産の申告はないという形です。ただ実際に、この補助金とは関係ない話で事業用として償却資産の申告があるものはあります。そうなってきますと当然ながら固定資産の対象という形になるかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） 住宅の関係ですけれども、6戸中町内が4戸ということですが、ほかに町外の業者が来るということだというふうに思いますが、この事業が始まってかなりの年数がたつのですけれども、そんな中でわかっていて町外の業者を利用する人もいるのだというふうに思いますし、スタート、頼んでしまってから、こんな補助金があったのかというのがわかる人も逆にいるのかなと思うところもないわけじゃないのですが、過去にはそういうこともありましたし、実質、町民がみんなわかっているのかということです。その辺毎年多分4月の広報には多分出ているかと思うのですが、なかなか読み切れてないのかなというふうに思うところもありますので、ひとつPRの仕方もちよっと一考する必要があるのかなと思いますし、あと地元の業者が営業をしていないということがまずあるのだと思うのです。営業しているのは自分が知っている限りでは1社ぐらいかな、ほかに来るのを待っているというような部分があるというふうにも思うので、その辺の業者さんの津別の業者の考え方もあるのかなと思いますので、その辺でちょっと営業努力もしていただくような話もしていただけたらなというふうに思うのですが、ちょっとどちらかという地元の営業が足りないというふうに思っているのですが、多分町外業者は町内業者は30万の地元材を使う量によって30万で60万、多分それぐらいはまけるのだと思うのです、総額から。だから建てる人はそんなに感じないでやっちゃうのかなというふうにも思います。

それと太陽光の発電システムですけれども、固定資産にのせると多分固定資産税がかかってくるのだと思うのですが、1.5ですか今、だからそれは損得を考えてのせる人はのせるのだと思うのですが、ちょっとその辺を統一しておいたほうがいいのかないという気もしないわけじゃないのですけれども、もし考え方があればちょっと、これでいいということであればそれでいいのかなと思いますけれども、ちょっと教えて

いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 住宅のふるさと定住の住宅の制度内容については、今議員がおっしゃったとおり町民の方にその制度内容について理解を求めるようなそういう情報発信を強化していきたいというふうには考えております。

後段のお話でありますけれども、そういうお話も私自身も聞いてございます。要するに町外の業者が営業努力をして、その部分について要するに建設費をそういう形の中で努力をされているということも聞いておりますので、私個人的な見解ですけれども、ぜひ町内の方にも頑張ってくださいなというのは率直なところであります。よく個人的に津別の町内の業者の方とお話をするのですけれども、例えば、そういう津別住宅みたいな、そういうモデル住宅といったものを、例えば共同してそういったことで開発ができないのかどうなのかということも含めて、やっぱりいろんな面で非常に技術の高い業者の方が存在しておりますので、そういったところも含めて個人的にお話をしているのですが、なかなかそこについては難しい壁があるようでありますので、そういったことも含めて今後促していきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもやっぱり各業界、業種の方のお考えでありますので、その辺の部分についてもご理解をしていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） 太陽光発電システムの固定資産税の課税の話なのですけれども、一般住宅に限って言いますと、一般住宅につきましては当初新築時点ではその他施設ということで、言ってみればいろんな給油とかそういうのも含めた形で評価の一部に入っています。それであとから太陽光発電システムを設置した場合につきましては、そういうものと変わるという形で多少金額的にはもちろんかかっていますので、評価として上げるかどうかという問題はありますけれども、現在のところ特別その処理につきまして家屋として再評価すると、言ってみれば評価点数を上げるとか下げるとかいう話は現在のところしておりません。それで先ほど言いました償却資産、これは償却資産で上げるということは事業用として上げたものですので、それにつきましてはもちろんのこと償却資産の申告がありますので、それに基づきまし

て固定資産税の課税の対象となるということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） ふるさと定住の住宅の関係については、これ以上言いませんので、ちょっと町としてもPRにだけは力をなお一層入れていただければというふうに思います。

あと太陽光発電ですけれども、結局償却資産にしてしまうと固定資産税がかかるということで、実質例えば400万円かけてソーラーを立てたとして2年間で固定資産税を払ってしまうと補助金が、もらった金をそのまま返してしまうような形になってしまうのだよねということで、そんな話もちょっと言われたことがありまして、その辺何とかならないのという言われ方をしたのですけれども、だから申告する本人としては損得勘定でやっていると思うので、得だと思ってやっているのだろうから、損得でやっているのでしょという話はしたのですけれども、ちょっとある意味統一したほうがいいのかというふうに思いましたので、ちょっと今日ここでお話をさせていただきました。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） 今、藤原議員の話でいきますと事業用の太陽光発電をこの補助金をもらうという形になってしまうのですが、この補助金につきましては、あくまでも一般住宅に対して補助をするということで要綱で定めていますので、それを償却資産で申告するとは、ちょっとぴんと来ないと言ったら変ですけれども、そういうような話になるのかなというのがちょっと1件あるのです。というのは、償却資産で申告するというのはあくまでも事業用ということですので、言ってみれば発電して売電します、売電は収入として上げる、じゃあその分に掛かった費用ということで設置費について償却資産で上げてそれを減価償却すると、それで経費でみるという形になると思うのです。それはあくまでも事業用という形になりますので、この補助金につきましては、そういう事業用ではなくて一般住宅というのを基本に考えていますので、そういう面ではちょっとこの補助金と事業用とは合わないのかなと。いろんな個別の場合があるかと思しますので、そういう場合にはこちらのほうにご相談いた

だければと思いますので、その辺でご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 41 号 平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 41 号 平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では人事異動などによる人件費の減額であり、歳入では人件費補正に伴う一般会計繰入金金の減額を内容とする補正であります。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 165 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,815 万円と

するものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、給与費で人事異動などに伴う165万円の減額補正であります。

続きまして歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開き願います。款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、その他一般会計繰入金としまして人件費分で165万円の減額補正であります。それでは、条文に戻っていただきまして第1条、第2項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第42号 平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 42 号 平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように歳出では人事異動に伴う人件費の減額補正及び地域密着型サービス運営委員会経費の増額補正などがあります。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 298 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,391 万 3,000 円とするものです。

歳出のほうから説明を申し上げますので 6 ページ、7 ページをごらんください。総務費、総務管理費、一般管理費の給与費は、人事異動等により 307 万円の減額であります。次の地域密着型サービス運営委員会費につきましては、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス事業者は、市町村長が事業指定を行っていますが、現在指定をしております町内 1 か所、美幌町内 1 か所のグループホームが今年開設 6 年の更新を迎えることから、諮問をする運営委員会経費の不足分として報酬で 3 万 5,000 円、旅費で 1,000 円を増額補正をお願いするものです。

次の地域支援事業費、包括的支援・任意事業費の介護予防ケアマネジメント事業経費につきましては 8 ページ、9 ページをお開きください。委託料の 4 万 6,000 円は津別町の被保険者で住所はそのまま親族がいる他市町村の介護予防サービスを受ける場合、この方の介護予防プランの作成を滞在先の居宅介護支援事業所に委託をすることになりますが、このたびこの事案が発生をしたため 1 名分の委託経費の増額補正をお願いをするものです。

次の任意事業費につきましては、認知症のため判断能力が低下をしました高齢者の法律行為や金銭管理などをかわって行う成年後見人制度につきまして、今年 4 月から実施要綱の見直しを行ったことに伴いまして、所要経費について補正を行うもので、役務費で 7 万 7,000 円の増額、補助金で 7 万 6,000 円の減額補正をお願いをするものです。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思います。4 ページ、5 ページをお開きください。国庫支出金、国庫補助金、地域支援包括的支援・任意事業交付金は、歳出で説明をいたしました任意事業費の経費変更に伴う補正になります。

次の繰入金、一般会計繰入金は、歳出の補正に伴い地域支援包括的支援・任意事業費繰入金で4万6,000円の増額、その他一般会計繰入金は、事務費繰入金で303万4,000円の減額補正となります。

それでは第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきました。

以上、説明いたしましたので、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第43号 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（清野敏幸君） ただいま上程となりました議案第43号 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして内容のご説明を申し

上げます。補正の主な理由といたしましては、先の提案理由でご説明しましたように人事異動等に伴う人件費の減額による補正であります。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ13万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,586万2,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。款1施設管理費、目1特養施設費におきまして給与費51万3,000円の減額、目2デイサービス費におきまして給与費8万7,000円の追加、款2介護支援事業費、目1介護支援事業費におきまして、給与費28万8,000円の追加、歳出合計13万8,000円の減額をお願いするものであります。

続きまして歳入にお戻りいただきまして、4ページ、5ページをお開き願います。先ほどの歳出の減額補正に伴いまして款2繰入金、目1一般会計繰入金、13万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

それでは最初の条文にお戻りいただきまして第2項の第1表につきましては、ただいまご説明申し上げました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 44 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 44 号 平成 23 年度下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、人事異動及び共済費の料率改定に伴う人件費の精査と、下水道全体計画調査業務の追加に伴う事業精査によるものであります。第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 56 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,026 万 6,000 円とするものであります。

それでは歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、給与費に係る分として 56 万 6,000 円の追加で、内容につきましては記載のとおりとなっております。

款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費では、管渠等施設整備事業につきまして、これは補助事業です、につきまして委託料につきまして下水道の全体計画調査業務として 31 万 7,000 円を追加し、工事請負費の汚水マンホール蓋改修工事について 31 万 7,000 円を減額するものであります。下水道全体計画調査業務につきましては、本年度に長寿命化計画を策定する 2 系列目の水処理施設について、事業期間が平成 25 年度までになるという見込みになったことなどから、平成 24 年度までとなっている現在の事業計画との整合性を図るため事業計画等の期間を延伸しようとするもので、予算につきましては管渠等施設整備事業補助事業内での調整で実施しようとするものであります。

次に、歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 4 繰入金、項 1 他会計繰入

金、目1一般会計繰入金につきましては、歳出の給与費に係る56万6,000円を追加するものであります。

最初の条文に戻っていただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第45号 平成23年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第45号 平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、共済費の料率改定に伴う人件費の精査によるものです。第1条におきまして、歳入歳出それぞれ11万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,101 万円とするものであります。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 の総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして、給与費の職員手当、共済費については記載のとりの追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金の 11 万円の追加は、歳出の給与費の追加に伴うものであります。

最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明申し上げましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 46 号 平成 23 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 46 号 平成 23 年度上水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり共済費の料率改正に伴う人件費の精査に伴うものです。それでは、収益的収入及び支出から説明申し上げます。3 ページをお開きください。支出において款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 総係費の法定福利費について 12 万 2,000 円を追加するものであります。

続いて 4 ページは資金計画ですが、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

続きまして、5 ページ、6 ページになります。このページは貸借対照表となっております。6 ページの下から 5 行目、当年度純利益につきましては、ただいまの補正によりまして 1,517 万 2,000 円と見込むものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思えます。第 2 条、収益的収入及び支出において、支出について 12 万 2,000 円を追加し、収益的支出の総額を 1 億 1,871 万 6,000 円とするものであります。第 3 条の議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、職員給与費につきまして 12 万 2,000 円を追加し、1,394 万 7,000 円とするものであります。

次の 2 ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま説明申し上げましたものを款項目区分に整理いたしましたものです。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、意見書案第 4 号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番、藤原英男君。

○7 番（藤原英男君） [登壇] ただいま上程になりました意見書案第 4 号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書、読んで提案理由にかえさせていただきます。

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえます。よって、安全・安心に移動することは国民の基本的人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割です。

平成 22 年 6 月 22 日に政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとなっ

ています。地方運輸局は、国土交通省の出先機関として地方ブロックごとに設置されており、その出先としての各県ごとの地方運輸支局の行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

こうした中で、3月11日に発生した東日本大震災にかかわっては、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、国土交通省と一体となって被災地支援・復興に向け全力で取り組んでいます。今回の大震災に見られるように、国民の生命を守り、暮らしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に国と地方、それぞれが責任を持ち役割を果たすことによって、国民の生命と人権を守ることができるものと考えます。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとってふさわしいのはどこなのかが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論はないものの、自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、地方自治体が行うよりも国のほうが効率的、効果的に担えることは明らかと言えます。

そもそも、交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的人権たる移動する権利を国の責任で保障するには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項について実現されるよう強く要望しますということで、記以下3項目でございます。

このことにつきまして、衆・参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣に提出しようとするものであります。

ご趣旨にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案理由にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) これより意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、乃村吉春君。

○1番(乃村吉春君) [登壇] ただいま上程になりました地方財政の充実・強化を求める意見書について説明を申し上げますので、皆さんのご賛同よろしくお願ひしたいと思います。

政府は、3年間の政府予算の大枠を示す中期財政フレームを設定し、新規国債発行額を2010年度水準約71兆円を実質的に上回らないようにするなど支出抑制を目指していますが、2011年度は前年度と同じ水準を確保しています。しかし、今回の東日本大震災対策、そして大規模な支出が必要となる一方、2012年度の地方財政地財計画、交付税がどうなるかはまだ明らかになっておりませんが、自治体の安定的な財政運営を保障するためにも、2012年度の予算についても地財計画や地方交付税総額を確保する必要があることから、毎年このような意見書を出しております。

あと、意見書は中を読んでもらえばわかると思いますので、以上のようなことでこの意見書を提出いたしますので、ご理解、ご賛同よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) これより意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 意見書案第6号で義務教育費国庫負担制度堅持、負担率の2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書です。

毎年この時期に義務教育費国庫負担制度の3分の1に改正になったので2分の1にということを毎回お願いしてまいりました。今回は、そのほか30人学級あるいは教職員の定数改善、それから就学保障充実など今までよりもちょっと盛りだくさんになって、2012年度の国家予算編成に向けて意見書を出したいと思います。専門的なこといろいろ書いてあるのですが、特にかわったことはございませんので、今の話しで要約して賛同いただければと思っております。

これは地方自治法第99条の規定により、前ページにあります衆・参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣と所要の大臣に出したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 6 号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、意見書案第 7 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君） [登壇] ただいま上程になりました北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について説明をさせていただきますので、皆様のご賛同よろしくお願い申し上げます。

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティーネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

2007 年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008 年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、昨年は雇用戦略対話における「早期に全国最低 800 円を目指す」との政公労使合意によりここ 4 年間で大きな引き上げが行われ、北海道の最低賃金は 691 円となり、各県においても生活保護との乖離解消が進められている。

しかし、生活保護費との乖離（現行 26 円）を残すこととなる北海道としては、乖離解消は働くことのインセンティブとして当然のことであり、その早期解決に加え、安心して生活できる賃金を約束しなければならない。法定労働時間満度に働いても、税込み月額 12 万円程度、年額でも 140 万円程度にしかならないが、昨年度 13 円引き上げ改定に伴う影響率は 8.69%、パートに至っては 21.63%となっており、北海道の非

正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなった。連合調査によると「最低限の生活を保障水準として示された「時間給 870 円、月額 144,000 円」とはほど遠いものとなっている。

特に北海道のような非正社員比率が 4 割と高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題である。

よって、今年度の北海道地域最低賃金の改定にあたっては、生活保護費との乖離解消はもとより、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を強く求めるという内容であります。

地方自治法第 99 条の規定によりまして、厚生労働省北海道労働局長、高原和子に提出するものであります。

ぜひよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 7 号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、意見書案第 8 号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 ただいま上程となりました意見書案第 8 号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書についてご説明

申し上げます。

東日本大震災に伴い地震と津波への備えに欠けた東京電力福島第一原子力発電所が引き起こした重大事故はいまだ収束のめどが立っていない上に、その後の余震で東北電力東通原発（青森県）、女川原発（宮城県）でも複数の電源が途絶える事故が明らかになり、原子力発電所の地震や津波への備えの不十分さが浮き彫りになっています。今回、大事故を起こした東電福島第一原発の最大の原因は、原発は「多重防護」の対策が取られているから安全だという「安全神話」に取りつかれ、地震や津波への備えを怠ってきたことにあり、「人災」であることは明らかです。

自然災害の予見はできないということで、私、調べてまいりましたので、これから私がお話しをします。原子力安全保安院は、今年1月1日に原発ごとに防災科学技術研究所のデータをもとに国内で今後30年間にマグニチュード6以上の地震が発生する確率を試算しました。それによれば、福島第一原発が地震に見舞われる確率は0.0%だったということです。

二つ目は、地震列島日本に安全な場所などはないということです。日本列島には太平洋側と日本列島の真ん中を横断する三つのプレート境界面があり、無数の活断層に取り囲まれています。この小さくて見えづらいかもしれませんが、これがプレートと、みみずのように赤くなっているところ、日本列島をぐるっと取り巻いているのが活断層です。見てください。活断層とは、百数十万年間に繰り返すことがあり、今後も活動して地震を起こす危険のある断層のことです。これを見ても原発の周りには例外なく多数存在しています。

三つ目は、原発の技術は未完成である。一たび事故が起きれば手に負えないことが今回福島第一原発の事故で判明しました。3か月以上たった今も収束できないばかりか、日々それに伴う難しい問題に直面しています。また、使用済み核燃料の処理方法も見つかっておらず、それらは500年、1000年保管し続けなければならない。これがこの長い期間何事もなく安全に保管できる保障はないのです。

以上のことから、国民の苦難をこれ以上増やさないために、原発を期限を決めて古いものから順次稼働を止め、また、現存する原発は災害対策を講じて順次再生可能な自然エネルギーに転換していくよう求めるものです。

エネルギーの地産地消を実現することで、地域経済の活性化、または地域温暖化対策にも有効であることを申し添え提案とします。

皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

1 番、乃村吉春君。

○1 番（乃村吉春君） この意見書の最後のほうの文言でいくと、安全が確保できれば原発推進できるようにもとれると思うのですが、そんな理解でよろしいのかどうかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 原発を直ちに全廃するという事は日本の経済活動への大変な影響がある。国民の暮らしにも影響がある、大きいというふうに考えています。現在、休止している炉がかなりたくさん、十幾つ中止しているのです。それが再開をしないとか、また年数もたって古くなっているものもありますが、そういう炉を順次止めていく、そしてその間に自然エネルギーの転換を図っていくというような手順を進めていきたいということです。最終的には原発は全廃すべきというふうに考えておりますが、これは私の考えであって全体的には、まだそういう合意が得られるかどうかはわかりませんが、これを期に国民の合意を得ていけるようにできればいいなというふうに考えています。

こんなところでよろしいでしょうか。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6 番、白馬康進君。

○6 番（白馬康進君） この意見書は私は反対するということではなくて、これ茂呂竹さんから今説明を受けて私もそれなりに原発のいろんな今問題点がニュースで出されていますから、ちょっといろいろとそういうことを考えて、一応理解はいたしますということで賛成はするのですが、ただ、今この原発の関係においては国も非常に別なエネルギーに何だか電力に求めるということと、それからはっきり言えば国民投票は日本は制度上、今まだできないのですが、議論を重ねて最終的には国民投票で

この原発の撤退を決めるというような、そういうような流れも出てきているわけです。これ、今茂呂竹さんの手順で自己判断でわかりますけど、我々もこういうニュースを聞いていると、これは相当な議論を積み重ねなかったら、なかなか頭から簡単に全廃するといってもこれは簡単にできることではないのではないかと、私はそう判断していますけど、ただやはり、いろいろなこういうアンケートをとっても今回のように全廃するという人のほうが多くなってきていることは数字の上では確かです。ただ、まだまだ議論の余地があるということは私も頭の中に描いているわけですので、今日はこの関係におきましては一応この意見書を理解してそういうふうにはしますけど、今後今言ったようなことをきちっと網羅しながら、この意見書を出す以上はそういうような手順、そういうこともどの程度まで踏まえていこうとしているのか、その辺ちょっと茂呂竹さん自身が判断していればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 私は国会議員でもありませんし、内閣の一員でもないので、国の原発政策というものが今後どういうふうに進められていくかはわかりません。浜岡原発を止めるというふうに菅さんはおっしゃいましたけれども、浜岡原発は今後数十年のうちに大地震が起こるだろうという、その巣の上に建っているということで、それは納得しましたけれど、そのほかの原発に対してまだ国の政策としての骨子はまだ何にも出ておりません。ですから各地方自治体からこういう意見書を上げて、そして国にそういう真剣な考えを求めていくというふうな働きがこの意見書にはあるのだろうというふうに思っています。

白馬さんのおっしゃることは十分よくわかりますし、国民、自分たちが原発の今福島県民に降りかかって自分の町に住めない、畑もできない、家畜も皆殺さなければならぬ、あるいは海のものも畑のものも食べられない。つまり住むところも生業とする仕事も何もできなくなっている、役場までが引っ越しをしなくちゃならないというようなこういう状況が本当に国民にとっていいものか悪いものか、やはりそれに遭遇した人たちや、それを見てこれは大変というふうな人たちが声を上げていく、それが政治を動かしていくというふうなことになると思うのです。

それで、ぜひこの意見書にご賛同いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 私どもは、こういう意見書を出すときに茂呂竹さんだから私こういうふうに言っているわけではないのですが、すべてやはりこれだけの意見書を出す以上は我々もきちっとした責任を持たなきゃならないと。ただ協力しているわけでもないです。これは原子力発電の保安院の報告に基づいた発言ですけど、安全性を二の次にして今回こういうような事故が起きて、やはりさっきの少しの数字でも結果的には今回の福島のような結果になったわけですけど、やはりさっき言ったとおりこの問題においては頭から全廃すれというのではなくて、エネルギーの供給の問題もありますから、やはりそれらも踏まえた中で本当に頭から原発全部いいのかということになると我々もそういう見識だけで反対ですよということも言えませんので、あえて今茂呂竹さんのご意見も伺って賛成したいということでお聞きしたということで、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第8号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、報告第8号 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から平成22年度津別町一般会計予算にかかわる繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、報告第 9 号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社津別町振興公社の平成 22 年事業年度事業報告及び決算並びに平成 23 年事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、報告第 10 号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社相生振興公社の平成 22 事業年度事業報告及び決算並びに平成 23 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、報告第 11 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 22 年度 4 月分、平成 23 年度 4 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

以上で本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで平成 23 年第 5 回津別町議会定例会を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時30分)